

番号	対象局（団体）	福祉局（社会福祉法人敬愛学園）	措置区分									
7	事項 (ヤ)	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）	1					2				
			ア	イ	ウ	エ	フ	イ	イ	ウ	エ	エ
監査結果の要約												
局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。社会福祉法人敬愛学園の設置する敬愛幼稚園の実用園には、特別保育事業等推進加算のうち延長保育事業（学級見の延長保育）において、誤った人数を実績として報告したことにより、令和4年度分で1万7,000円が過大に交付されている。 法人は、再発防止策を講じるとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。 局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められたい。												
① 子供・子育て支援部は、過大に交付した補助金1万7,000円について、令和7年4月8日付けで法人から返還を受けた。【1-ア】												
② 部は、令和7年2月20日付けで法人から、実績報告を適切に行うため、園長、副園長、本部事務担当者との複数チェックを行うとした再発防止策の提出を受けた。【2-ア】												
③ 部は、全法人（保育施設）に対して、令和7年3月末日に、補助金に関する注意喚起や自主点検の実施、及び申請時、実績報告時には誤りの防止のため、複数チェックの徹底を要請した通知文を发出了。その結果、実績報告の修正があった18施設において、過大交付が確認され、額の再確定の上返還を受けた。加えて、令和6年度実績報告に際し、再度複数チェックの徹底の依頼と誤りやすい点をまとめたチェックリストを发出了。【2-ウ】												
④ 部は、データ入力時の誤入力防止のため、申請用マニュアルを修正・改善し、令和7年10月31日付令和7年度変更交付申請の依頼に係る通知文で全施設に周知した。【2-ウ】												
⑤ 部は、保育所の業務負担軽減のため、令和7年度から子供家庭支援区市町村包括補助事業により保育所の事務を担う職員の配置に要する経費の支援を開始したことについて、令和7年6月5日に開催された包括補助事業事務説明会に要する区市町村に周知し、活用を促した。【2-ウ】												
⑥ 部は、申請に係る事務負担を軽減し、適切な申請を交受するため、補助金システム（クラウド）を活用した電子申請が可能な施設数を100施設から250施設に拡大した。【2-ウ】												
番号	対象局（団体）	福祉局（社会福祉法人至愛協会）	措置区分									
8	事項 (ウ)	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）	1					2				
			ア	イ	ウ	エ	フ	イ	イ	ウ	エ	エ
監査結果の要約												
局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。社会福祉法人至愛協会が設置するゆりのき保育園には、特別保育事業等推進加算のうち障害児保育（その他・身体）において、誤った人数を実績として報告したことなどにより、令和4年度分で303万9,000円が過大に交付されている。 法人は、再発防止策を講じるとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。 局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められたい。												
① 子供・子育て支援部は、過大に交付した補助金303万9,000円について、令和7年4月2日付けで法人から返還を受けた。【1-ア】												
② 部は、令和7年2月5日付けで法人から、実績報告を適切に行うため、様式作成時に正しい該当シートに記載するとともに、申請前に複数チェックを行うとした再発防止策の提出を受けた。【2-ウ】												
③ 部は、全法人（保育施設）に対して、令和7年3月末日に、補助金に関する注意喚起や自主点検の実施、及び申請時、実績報告時には誤りの防止のため、複数チェックの徹底を要請した通知文を发出了。その結果、実績報告の修正があった18施設のうち14施設において、過大交付が確認され、額の再確定の上返還を受けた。加えて、令和6年度実績報告に際し、再度複数チェックの徹底の依頼と誤りやすい点をまとめたチェックリストを发出了。【2-ウ】												
④ 部は、データ入力時の誤入力防止のため、申請用マニュアルを修正・改善し、令和7年10月31日付令和7年度変更交付申請の依頼に係る通知文で全施設に周知した。【2-ウ】												
⑤ 部は、保育所の業務負担軽減のため、令和7年度から子供家庭支援区市町村包括補助事業により保育所の事務を担う職員の配置に要する経費の支援を開始したことについて、令和7年6月5日に開催された包括補助事業事務説明会において区市町村に周知し、活用を促した。【2-ウ】												
⑥ 部は、申請に係る事務負担を軽減し、適切な申請を交受するため、補助金システム（クラウド）を活用した電子申請が可能な施設数を100施設から250施設に拡大した。【2-ウ】												

番号	対象局（団体）	福祉局（社会福祉法人新川中原保育会）	措置区分									
9	事項 (ア)	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）	1					2				
			ア	イ	ウ	エ	フ	イ	イ	ウ	エ	
監査結果の要約												
局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。社会福祉法人新川中原保育会が設置する成城つくしんぼ保育園には、特別保育事業等推進加算のうち障害児保育（その他・知的）において、誤った人数を実績として報告したことなどにより、令和4年度分で58万6,000円が過大に交付されている。法人は、再発防止策を講じるとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められた。												
① 子供・子育て支援部は、過大に交付した補助金58万6,000円について、令和7年4月10日付けで法人から返還を受けた。【1-ア】												
② 部は、令和7年2月27日付けで法人から、実績報告を適切に行うため、担当と園長での複数チェックを行うとした再発防止策の提出を受けた。【2-ウ】												
③ 部は、全法人（保育施設）に対して、令和7年3月末日に、補助金に関する注意喚起や自主点検の実施、及び申請時、実績報告時には誤りの防止のため、複数チェックの徹底を要請した通知文を发出了。その結果、実績報告の修正があった18施設において、過大交付が確認され、額の再確定の上返還を受けた。加えて、令和6年度実績報告に際し、再度複数チェックの徹底の依頼と誤りやすい点をまとめたチェックリストを发出了。【2-ウ】												
④ 部は、データ入力時の誤入力防止のため、申請用マニュアルを修正・改善し、令和7年10月31日付令和7年度変更交付申請の依頼に係る通知文で全施設に周知した。【2-ウ】												
⑤ 部は、保育所の業務負担軽減のため、令和7年度から子供家庭支援区市町村包括補助事業により保育所の事務を担う職員の配置に要する経費の支援を開始したことについて、令和7年6月5日に開催された包括補助事業事務説明会に要する区市町村に周知し、活用を促した。【2-ウ】												
⑥ 部は、申請に係る事務負担を軽減し、適切な申請を交受するため、補助金システム（クラウド）を活用した電子申請が可能な施設数を100施設から250施設に拡大した。【2-ウ】												
番号	対象局（団体）	福祉局（社会福祉法人清に会）	措置区分									
10	事項 (ニ)	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）	1					2				
			ア	イ	ウ	エ	フ	イ	イ	ウ	エ	
監査結果の要約												
局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。社会福祉法人清に会が設置する隅田学園には、特別保育事業等推進加算のうちアールグレイ知恵において、誤った人数を実績として報告したことなどにより、令和4年度分で80万8,000円が過大に交付されている。法人は、再発防止策を講じるとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められた。												
① 子供・子育て支援部は、過大に交付した補助金80万8,000円について、令和7年4月3日付けで法人から返還を受けた。【1-ア】												
② 部は、令和7年3月1日付けで法人から、実績報告を適切に行うため、ダブルチェック以上の体制を取っている。不明な点が生じた際は都に確認を敢とした再発防止策の提出を受けた。【2-ウ】												
③ 部は、全法人（保育施設）に対して、令和7年3月末日に、補助金に関する注意喚起や自主点検の実施、及び申請時、実績報告時には誤りの防止のため、複数チェックの徹底を要請した通知文を发出了。その結果、実績報告の修正があった18施設のうち14施設において、過大交付が確認され、額の再確定の上返還を受けた。加えて、令和6年度実績報告に際し、再度複数チェックの徹底の依頼と誤りやすい点をまとめたチェックリストを发出了。【2-ウ】												
④ 部は、データ入力時の誤入力防止のため、申請用マニュアルを修正・改善し、令和7年10月31日付令和7年度変更交付申請の依頼に係る通知文で全施設に周知した。【2-ウ】												
⑤ 部は、保育所の業務負担軽減のため、令和7年度から子供家庭支援区市町村包括補助事業により保育所の事務を担う職員の配置に要する経費の支援を開始したことについて、令和7年6月5日に開催された包括補助事業事務説明会において区市町村に周知し、活用を促した。【2-ウ】												
⑥ 部は、申請に係る事務負担を軽減し、適切な申請を交受するため、補助金システム（クラウド）を活用した電子申請が可能な施設数を100施設から250施設に拡大した。【2-ウ】												

番号	対象局（団体）	福祉局（社会福祉法人連合会）	措置区分									
11	事項 (4)	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）	1					2				
			ア	イ	ウ	エ	フ	イ	ウ	エ	フ	オ
監査結果の要約												
講じた措置の概要												
局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。 社会福祉法人清明会が設置するすみれ保育園及びせせらぎ保育園には、特別保育事業等推進加算のうち延長保育事業（夜間延長の延長措置）において、誤った人数を実績として報告したことにより、令和4年度分で53万4,000円が過大に交付されている。 法人は、再発防止策を講じるとともに、過大に交付された補助金を返還された。 局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められた。												
① 子供・子育て支援部は、過大に交付した補助金53万4,000円のうち、すみれ保育園分24万1,000円について令和7年4月25日付けで、せせらぎ保育園分29万3,000円について同月24日付けで法人から返還を受けた。【1-ア】												
② 部は、令和7年3月5日付けで法人から、実績報告を適切に行うため、複数チェックを行うとした再発防止策の提出を受けた。【2-ウ】												
③ 部は、全法人（保育施設）に対して、令和7年3月末までに、補助金に関する注意喚起や自主点検の実施、及び申請時、実績報告時には誤りの防止のため、複数チェックの徹底を要請した通知文を发出了。その結果、実績報告の修正があった18施設のうち4施設において過大交付が確認され、額の再確定の上返還を受けた。加えて、令和6年度実績報告に際し、再度複数チェックの徹底の依頼と誤りやすい点をまとめたチェックリストを发出了。【2-ウ】												
④ 部は、データ入力時の誤入力防止のため、申請用ファイルを修正・改善し、令和7年10月31日付令和7年度変更交付申請の依頼に係る通知文で全施設に周知した。【2-ウ】												
⑤ 部は、保育所の業務負担軽減のため、令和7年度から子供家庭支援区市町村包括補助事業により保育所の事務を担う職員の配置に要する経費の支援を開始したことについて、令和7年6月5日に開催された包括補助事業事務説明会に要する区市町村に周知し、活用を促した。【2-ウ】												
⑥ 部は、申請に係る事務負担を軽減し、適切な申請を支援するため、補助金システム（クラウド）を活用した電子申請が可能となる施設数を100施設から250施設に拡大した。【2-ウ】												
番号	対象局（団体）	福祉局（社会福祉法人児童福祉会）	措置区分									
12	事項 (3)	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）	1					2				
			ア	イ	ウ	エ	フ	イ	ウ	エ	フ	オ
監査結果の要約												
講じた措置の概要												
局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。 社会福祉法人児童福祉会が設置する東玉川児童保育園には、特別保育事業等推進加算のうち延長保育事業（2時間・3時間延長）において、誤った人数を実績として報告したことなどにより、令和4年度分で578万2,000円が過大に交付されている。 法人は、再発防止策を講じるとともに、過大に交付された補助金を返還された。 局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められた。												
① 子供・子育て支援部は、過大に交付した補助金578万2,000円について、令和7年4月10日付けで法人から返還を受けた。【1-ア】												
② 部は、令和7年3月1日付けで法人から、実績報告を適切に行うため、加算項目資料を熟読して正確に作成するなどの再発防止策の提出を受けた。【2-ウ】												
③ 部は、全法人（保育施設）に対して、令和7年3月末までに、補助金に関する注意喚起や自主点検の実施、及び申請時、実績報告時には誤りの防止のため、複数チェックの徹底を要請した通知文を发出了。その結果、実績報告の修正があった18施設のうち14施設において過大交付が確認され、額の再確定の上返還を受けた。加えて、令和6年度実績報告に際し、再度複数チェックの徹底の依頼と誤りやすい点をまとめたチェックリストを发出了。【2-ウ】												
④ 部は、データ入力時の誤入力防止のため、申請用ファイルを修正・改善し、令和7年10月31日付令和7年度変更交付申請の依頼に係る通知文で全施設に周知した。【2-ウ】												
⑤ 部は、保育所の業務負担軽減のため、令和7年度から子供家庭支援区市町村包括補助事業により保育所の事務を担う職員の配置に要する経費の支援を開始したことについて、令和7年6月5日に開催された包括補助事業事務説明会において区市町村に周知し、活用を促した。【2-ウ】												
⑥ 部は、申請に係る事務負担を軽減し、適切な申請を支援するため、補助金システム（クラウド）を活用した電子申請が可能となる施設数を100施設から250施設に拡大した。【2-ウ】												

番号	対象局（団体）	福祉局（社会福祉法人児童会）	措置区分									
13	事項 (2)	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）	1					2				
			ア	イ	ウ	エ	フ	イ	ウ	エ	フ	オ
監査結果の要約												
講じた措置の概要												
局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。親の職業学習において、誤った人数を実績として報告したことにより、令和4年度分で30万円が過大に交付されている。法人は、再発防止策を講じるとともに、過大に交付された補助金を返還された。局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められた。【1-ア】												
① 子供・子育て支援部は、過大に交付した補助金30万円について、令和7年4月4日付けで法人から返還を受けた。【1-ア】												
② 部は、令和7年2月28日付けで法人から、複数チェックの体制化を整備するなどの再発防止策の提出を受けた。【2-ア】												
③ 部は、全法人（保育施設）に対して、令和7年3月末日に、補助金に関する注意喚起や自主点検の実施、及び申請時、実績報告時には誤りの防止のため、複数チェックの徹底を要請した通知文を发出了。その結果、実績報告の修正があった18施設のうち14施設において過大交付が確認され、額の再確定の上返還を受けた。加えて、令和6年度実績報告に際し、再度複数チェックの徹底の依頼と誤りやすい点をまとめたチェックリストを发出了。【2-ウ】												
④ 部は、データ入力時の誤入力防止のため、申請用ファイルを修正・改善し、令和7年10月31日付令和7年度変更交付申請の依頼に係る通知文で全施設に周知した。【2-エ】												
⑤ 部は、保育所の業務負担軽減のため、令和7年度から子供家庭支援区市町村包括補助事業により保育所の事務を担う職員の配置に要する経費の支援を開始したことについて、令和7年6月5日に開催された包括補助事業事務説明会において区市町村に周知し、活用を促した。【2-ウ】												
⑥ 部は、申請に係る事務負担を軽減し、適切な申請を支援するため、補助金システム（クラウド）を活用した電子申請が可能な施設数を100施設から250施設に拡大した。【2-ウ】												
番号	対象局（団体）	福祉局（社会福祉法人ちとせ堂安会）	措置区分									
14	事項 (2)	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）	1					2				
			ア	イ	ウ	エ	フ	イ	ウ	エ	フ	オ
監査結果の要約												
講じた措置の概要												
局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。等推進加算のうち障害児保育（その他・知動）において、誤った人数を実績として報告したことなどにより、令和4年度分で40万4,000円が過大に交付されている。法人は、再発防止策を講じるとともに、過大に交付された補助金を返還された。局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められた。【1-ア】												
① 子供・子育て支援部は、過大に交付した補助金40万4,000円について、令和7年4月1日付けで法人から返還を受けた。【1-ア】												
② 部は、令和7年3月5日付けで法人から、複数チェックを行うなどの再発防止策の提出を受けた。【2-ウ】												
③ 部は、全法人（保育施設）に対して、令和7年3月末日に、補助金に関する注意喚起や自主点検の実施、及び申請時、実績報告時には誤りの防止のため、複数チェックの徹底を要請した通知文を发出了。その結果、実績報告の修正があった18施設のうち14施設において過大交付が確認され、額の再確定の上返還を受けた。加えて、令和6年度実績報告に際し、再度複数チェックの徹底の依頼と誤りやすい点をまとめたチェックリストを发出了。【2-ウ】												
④ 部は、データ入力時の誤入力防止のため、申請用ファイルを修正・改善し、令和7年10月31日付令和7年度変更交付申請の依頼に係る通知文で全施設に周知した。【2-ウ】												
⑤ 部は、保育所の業務負担軽減のため、令和7年度から子供家庭支援区市町村包括補助事業により保育所の事務を担う職員の配置に要する経費の支援を開始したことについて、令和7年6月5日に開催された包括補助事業事務説明会において区市町村に周知し、活用を促した。【2-ウ】												
⑥ 部は、申請に係る事務負担を軽減し、適切な申請を支援するため、補助金システム（クラウド）を活用した電子申請が可能な施設数を100施設から250施設に拡大した。【2-ウ】												

番号	対象局 (団体)	福祉局 (社会福祉法人東京家庭学校)	措置区分							
15	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービス推進事業補助金)	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
事項 (ウ)		⑨							○	
監査結果の要約										
局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。 社会福祉法人東京家庭学校が設置する上水保育園には、特別保育事業等推進加算のうち延長保育事業（常職児の延長保育）において、誤った人数を受給として報告したことなどにより、令和4年度分で2万2,000円が過大に交付されている。 法人は、再発防止策を講じるとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。 局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められたい。										
① 子供・子育て支援部は、過大に交付した補助金2万2,000円について、令和7年4月4日付けで法人から返還を受けた。【1-ア】										
② 部は、令和7年3月3日付けで法人から、実績報告を適切に行うため、様式の数字を実績報告書と照合するとともに複数チェックを行うとした再発防止策の提出を受けた。【2-ウ】										
③ 部は、全法人（保育施設）に対して、令和7年3月末には、補助金に関する注意喚起や自主点検の実施、及び申請時、実績報告時には誤りの防止のため、複数チェックの徹底を要請した通知文を发出了。その結果、実績報告の修正があった18施設のうち14施設において、過大交付が確認され、額の再確定の上返還を受けた。加えて、令和6年度実績報告に際し、再度複数チェックの徹底の依頼と誤りやすい点をまとめたチェックリストを发出了。【2-ウ】										
④ 部は、データ入力時の誤入力防止のため、申請用マニュアルを修正・改善し、令和7年10月31日付令和7年度変更交付申請の依頼に係る通知文で全施設に周知した。【2-ウ】										
⑤ 部は、保育所の業務負担軽減のため、令和7年度から子供家庭支援区市町村包括補助事業により保育所の事務を担う職員の配置に要する経費の支援を開始したことについて、令和7年6月5日に開催された包括補助事業説明会において区市町村に周知し、活用を促した。【2-ウ】										
⑥ 部は、申請に係る事務負担を軽減し、適切な申請を支援するため、補助金システム（クラウド）を活用した電子申請が可能な施設数を100施設から250施設に拡大した。【2-ウ】										
番号	対象局 (団体)	福祉局 (社会福祉法人東青会)	措置区分							
16	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービス推進事業補助金)	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
事項 (ウ)		⑨							○	
監査結果の要約										
局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。 社会福祉法人東青会が設置するしぜんの国保育園及び成瀬くりの家保育園には、特別保育事業等推進加算のうち育児困難家庭への支援において、誤った人数を受給として報告したことなどにより、令和4年度分で12万9,000円が過大に交付されている。 法人は、再発防止策を講じるとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。 局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められたい。										
① 子供・子育て支援部は、過大に交付した補助金12万9,000円のうち、しぜんの国保育園分12万円を令和7年3月31日付けで、成瀬くりの家保育園分9,000円を同年4月2日付けで法人から返還を受けた。【1-ア】										
② 部は、令和7年3月5日付けで法人から、実績報告を適切に行うため、複数チェックを行うとした再発防止策の提出を受けた。【2-ウ】										
③ 部は、全法人（保育施設）に対して、令和7年3月末には、補助金に関する注意喚起や自主点検の実施、及び申請時、実績報告時には誤りの防止のため、複数チェックの徹底を要請した通知文を发出了。その結果、実績報告の修正があった18施設のうち14施設において、過大交付が確認され、額の再確定の上返還を受けた。加えて、令和6年度実績報告に際し、再度複数チェックの徹底の依頼と誤りやすい点をまとめたチェックリストを发出了。【2-ウ】										
④ 部は、データ入力時の誤入力防止のため、申請用マニュアルを修正・改善し、令和7年10月31日付令和7年度変更交付申請の依頼に係る通知文で全施設に周知した。【2-ウ】										
⑤ 部は、保育所の業務負担軽減のため、令和7年度から子供家庭支援区市町村包括補助事業により保育所の事務を担う職員の配置に要する経費の支援を開始したことについて、令和7年6月5日に開催された包括補助事業説明会において区市町村に周知し、活用を促した。【2-ウ】										
⑥ 部は、申請に係る事務負担を軽減し、適切な申請を支援するため、補助金システム（クラウド）を活用した電子申請が可能な施設数を100施設から250施設に拡大した。【2-ウ】										

番号	対象局 (団体)	福祉局 (社会福祉法人(徳育会))	措置区分								
17	事項 (イ)	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービス推進事業補助金)	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
		局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。 社会福祉法人徳育会が設置する徳育保育園には、特別保育事業等推進加算のうち延長保育事業（常職児の延長保育）において、誤った人数を受給として報告したことなどにより、令和4年度分で15万1,000円が過大に交付されている。 法人は、再発防止策を講じるとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。 局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められたい。	⑨							○	
監査結果の要約											
局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。 社会福祉法人徳育会が設置する徳育保育園には、特別保育事業等推進加算のうち一時預かり事業・定期利用保育事業（4時間未満）において、利用児童の正確な登園時間・降園時間がかかる書類がなく補助要件を満たさないことなどにより、令和4年度分で50万円が過大に交付されている。 法人は、再発防止策を講じるとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。 局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められたい。											
①	子供・子育て支援部は、過大に交付した補助金50万円について、令和7年4月3日付けで法人から返還を受けた。【1-ア】										
②	部は、令和7年3月3日付けで法人から、実績報告を適切に行うため、保護者等との面談だけでなく、認定書などの書類も保管するなどの再発防止策の提出を受けた。【2-ア】										
③	部は、全法人（保育施設）に対して、令和7年3月末には、補助金に関する注意喚起や自主点検の実施、及び申請時、実績報告時には誤りの防止のため、複数チェックの徹底を要請した通知文を发出了。その結果、実績報告の修正があった18施設のうち14施設において、過大交付が確認され、額の再確定の上返還を受けた。加えて、令和6年度実績報告に際し、再度複数チェックの徹底の依頼と誤りやすい点をまとめたチェックリストを发出了。【2-ウ】										
④	部は、データ入力時の誤入力防止のため、申請用マニュアルを修正・改善し、令和7年10月31日付令和7年度変更交付申請の依頼に係る通知文で全施設に周知した。【2-ウ】										
⑤	部は、保育所の業務負担軽減のため、令和7年度から子供家庭支援区市町村包括補助事業により保育所の事務を担う職員の配置に要する経費の支援を開始したことについて、令和7年6月5日に開催された包括補助事業説明会において区市町村に周知し、活用を促した。【2-ウ】										
⑥	部は、申請に係る事務負担を軽減し、適切な申請を支援するため、補助金システム（クラウド）を活用した電子申請が可能な施設数を100施設から250施設に拡大した。【2-ウ】										
番号	対象局 (団体)	福祉局 (社会福祉法人(東青会))	措置区分								
18	事項 (イ)	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービス推進事業補助金)	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
		局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。 社会福祉法人東青会が設置するま光保育園には、特別保育事業等推進加算のうち一時預かり事業・定期利用保育事業（4時間未満）において、利用児童の正確な登園時間・降園時間がかかる書類がなく補助要件を満たさないことなどにより、令和4年度分で50万円が過大に交付されている。 法人は、再発防止策を講じるとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。 局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められたい。	⑨								○
監査結果の要約											
局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。 社会福祉法人東青会が設置するま光保育園には、特別保育事業等推進加算のうち一時預かり事業・定期利用保育事業（4時間未満）において、利用児童の正確な登園時間・降園時間がかかる書類がなく補助要件を満たさないことなどにより、令和4年度分で50万円が過大に交付されている。 法人は、再発防止策を講じるとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。 局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められたい。											
①	子供・子育て支援部は、過大に交付した補助金50万円について、令和7年4月3日付けで法人から返還を受けた。【1-ア】										
②	部は、令和7年3月3日付けで法人から、実績報告を適切に行うため、保護者等との面談だけでなく、認定書などの書類も保管するなどの再発防止策の提出を受けた。【2-ア】										
③	部は、全法人（保育施設）に対して、令和7年3月末には、補助金に関する注意喚起や自主点検の実施、及び申請時、実績報告時には誤りの防止のため、複数チェックの徹底を要請した通知文を发出了。その結果、実績報告の修正があった18施設のうち14施設において、過大交付が確認され、額の再確定の上返還を受けた。加えて、令和6年度実績報告に際し、再度複数チェックの徹底の依頼と誤りやすい点をまとめたチェックリストを发出了。【2-ウ】										
④	部は、データ入力時の誤入力防止のため、申請用マニュアルを修正・改善し、令和7年10月31日付令和7年度変更交付申請の依頼に係る通知文で全施設に周知した。【2-ウ】										
⑤	部は、保育所の業務負担軽減のため、令和7年度から子供家庭支援区市町村包括補助事業により保育所の事務を担う職員の配置に要する経費の支援を開始したことについて、令和7年6月5日に開催された包括補助事業説明会において区市町村に周知し、活用を促した。【2-ウ】										
⑥	部は、申請に係る事務負担を軽減し、適切な申請を支援するため、補助金システム（クラウド）を活用した電子申請が可能な施設数を100施設から250施設に拡大した。【2-ウ】										

番号 対象局（団体） 福祉局（社会福祉法人ひまわり会）		措置区分									
事項 (ア)	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）	1					2				
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	ク	ケ	コ	サ
19	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。社会福祉法人のまわり会が設置するひまわり保育園には、特別保育事業等推進助金のうち障害児保育（その他・知的）において、助けた人数を実績として報告したことにより、令和4年度分で387万6,000円が過大に交付されている。										
監査結果の要約											
局は、再発防止策を講じるとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。											
局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められたい。											
講じた措置の概要											
① 子供・子育て支援部は、過大に交付した補助金387万6,000円について、令和7年4月17日付で法人へ返還を受けた。【1-ア】											
② 部は、令和7年2月28日付で法人から、実績報告を適切に行うため、必要書類（要の手帳、区市町村の認定書類、診断書）を揃えた上で人数を計上するとして再発防止策の提出を受けた。【2-ア】											
③ 部は、全法人（保育施設）に対して、令和7年3月末日に、補助金に関する注意喚起や自主点検の実施、及び申請時、実績報告時には誤りの防止のため、複数チェックの徹底を要請した通知文を発出した。その結果、実績報告の修正があった18施設のうち14施設において過大交付が確認され、額の再確定の上返還を受けた。加えて、令和6年度実績報告に際し、再度複数チェックの徹底の依頼と誤りやすい点をまとめたチェックリストを発出した。【2-ア】											
④ 部は、データ入力時の誤入力防止のため、申請用フォームを修正・改善し、令和7年10月31日付令和7年度変更交付申請の依頼に係る通知文で全施設に周知した。【2-ア】											
⑤ 部は、保育所の業務負担軽減のため、令和7年度から子供家庭支援区市町村包括補助事業により保育所の業務を担う職員の配置に要する経費の支援を開始したことについて、令和7年6月5日に開催された包括補助事業事務説明会において区市町村に周知し、活用を促した。【2-ア】											
⑥ 部は、申請に係る事務負担を軽減し、適切な申請を支援するため、補助金システム（クラウド）を活用した電子申請が可能となる施設数を100施設から250施設に拡大した。【2-ア】											

番号 対象局（団体） 教育庁		措置区分									
事項 (ア)	一時滞在施設の開設・運営に関する訓練を適切に実施すべきもの	1					2				
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	ク	ケ	コ	サ
20	都立施設を活用した一時滞在施設の施設管理者は、地震を想定した自衛消防訓練等にあわせて都立一時滞在施設の開設・運営に関する訓練を年1回以上定期的に実施し、県を困難者の受け入れの手順等について確認し、必要な場合は手順の改善を行うこととされている。										
教育庁においては、令和6年12月1日現在、122校の都立学校が都立一時滞在施設に指定されており、行は、「学校危機管理マニュアル」（令和6年10月最終改訂、東京都教育委員会）に基づき一時滞在施設に係る運営計画の策定等について各学校の支援を行っている。											
そこで、芝商業高等学校、広尾高等学校及び第一商業高等学校の訓練実施状況について確認したところ、生徒の避難訓練は実施しているものの、施設の開設・運営に関する訓練は行っていない。また、各学校は、運営マニュアルに基づき、施設の開設・運営に関する訓練は適切に実施されたい。											
局は、各学校において施設の開設・運営に関する訓練が適切に実施されるよう訓練の実施方法を周知する等支援されたい。											
総務部は、令和7年8月26日の学校経営支援センター連絡会及び同年9月4日の校長連絡会において、施設の訓練実施に際する周知と注意喚起を行った。その上で、令和7年9月4日依頼文を提出し、一時滞在施設に指定された都立学校に対して訓練を行うよう求めた。【2-エ】											
また、総務部は、一時滞在施設の開設訓練に係る資料を作成し、令和7年11月11日及び令和8年1月15日に研修を開催した。これにより、全都立学校の副校長に対して訓練の実施方法を周知した。【2-ウ、2-エ】											
芝商業高等学校は令和7年11月26日、第一商業高等学校は同年12月24日に、一時滞在施設の開設・運営訓練を実施した。なお、広尾高等学校は、令和7年6月30日付けで一時滞在施設の指定を解除されている。【1-エ】											
番号 対象局（団体） 総務局		措置区分									
事項 (ア)	※（備用品について）備用品追加等の見直しについて	1					2				
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	ク	ケ	コ	サ
21	各施設について、発電機等の必要な備品が確保されているかについて見たところ、次のような状況が認められた。										
(ア) 停電時における屋内照明及び情報収集等のためのデジタル機器の電源											
運営マニュアルでは、必要に応じてランタンや電池等の確保を行うなど、可能な範囲で地震発生時の停電に備えておくことが望ましいとされているが、各施設に配備されている発電機は、建物内では使用できないものであり、各施設のうちには、施設自体に非常用発電設備がない施設や、非常用発電設備があっても消防用設備以外には利用できない施設がある。こうした施設では、ランタン等による照明確保には限界があり、夜間停電時には施設の開設・運営が困難となる可能性がある。											
また、非常用発電設備がない施設等においては、停電時には、情報収集などに必要となるデジタル機器の電源確保に支障を来しかねない。											
(イ) 暑さ対策											
各施設に配備されているアルミ製ランタンは、断熱・保温効果があるため対策としては有効であるが、施設内での暑さ対策としては、必ずしも有効ではない。また、停電時の非常用発電設備がない施設や、非常用発電設備があっても空調の電力までは賄えない施設が多い。											
夏季高温時において、施設の運営を行う場合には、熱中症等による要医療者の発生リスクを低減するため、送風機等の配備やこれに必要な電源の確保などの暑さ対策の必要性を検討する必要があると考えられる。											
局は、各施設の状況を把握し、最新の被害想定を踏まえ、運営における重要性等を考慮の上、必要に応じて配備する備用品の見直しを検討し、一時滞在施設の円滑な運営を図ることが重要である。											
局は、必要に応じて配備する備用品を追加するなどの見直しを検討することが望まれる。											
一時滞在施設における電源確保や暑さ対策といった課題整備推進のため、総合防災部では、一時滞在施設の所有者（施設管理者）による電源確保や暑さ対策の取組を推進する方針を「都立一時滞在施設の運営マニュアル」（令和8年1月29日付改訂）に追記する改訂を実施し、周知（令和8年2月13日付）を行った。【1-エ】											
また、早期に配備することが可能であり、かつ、一時滞在施設における物品の保管が容易な、冷暖タイルとうちわを新たな備用品に加えるべく必要な経費について令和8年度予算を確保し、令和8年4月以降、順次配備する。【1-エ】											
講じた措置の概要											

監査結果の要約		措置区分										
番号	対象局（団体）	デジタルサービス局	1					2				
22	事項 べきもの	研修会実施委託における講師の選定・確保の手続について見直す	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	◎	
監じた部署の概要		デジタル戦略部は、区市町村職員に対する研修会の実施を委託している。委託の仕様書によると、講師の選定・確保について、受託者は、豊富な実績と実務経験を有する大学教授やデジタル庁職員等の講師候補者を都と協議のうえ決定し、講師を確保するものとしている。また、デジタルツールガイドについては、原則として、特定の講師ではなく、各ツールの事業者が講師を依頼することを想定しているとしている。										
監査結果の要約		局は、受託者から講師候補者について、実施回ごとに講師選任書を徴取しているが、講師選任書の講師情報には法人名のみが記載されており、実際の講師が誰なのかを確認できる内容となっていないものがある。受託者から提出された講師選任書からは、選任理由として「DXに関する専門的な知識、知見をお持ちであるため」との記載がそれぞれあるものの、実際の講師が選任理由に記載されているような当研修会の講師として相応しい候補者なのか明らかではなく、適切でない。										
監査結果の要約		部は、講師選任書の記載事項について特定の講師の記載を求めるよう、講師の選定・確保の手続について見直された。										
監じた部署の概要		指摘の発生原因は、研修会実施委託の受託者が講師として選任する者について、本研修会の講師として相応しい者かどうかの確認が十分でなかったことによるものである。										
監査結果の要約		再発防止策として、令和7年度の履行に際し、本研修会に相応しい講師であることを確認するため、講師選任書において選任理由及び講師の氏名を記載させることを徹底した。【2ーア】										

番号	対象局（団体）	生活文化局	措置区分							
23	事項 債権の管理を効果的かつ効率的に行うべきもの	私学部は、平成12年度に発生した三宅財団火災等により家計状況が深刻化し、高等学校卒業後の進学費用の支出が困難な世帯に対して、大学等入学準備金の貸付を行っており、当事業による貸付先57名のうち、返還が未了となっている滞納者3名に係る債権の管理を、東京都債権管理マニュアルに基づき行っている。その管理状況を確認したところ、監査日現在、適切でない状況が認められた。 ア Aについて、部は、別に借り受けた東京都有英資金貸付金を完済後、返還する旨の債務承認及び納付誓約書を徴していたが、青英資金の完納後、履行されておらず、Aの資産状況の確認等行う必要があるが、部は、一度電撃して留守番電話・メッセージを渡して以降、定期的に催告書を送付するのみとなっており、適切でない。また、Aや連帯保証人への聞き取りや法的措置の前倒しとなる財産調査を行っておらず、適切でない。 イ Bについて、部は、債務承認及び納付誓約書を徴しているが、その後、支払が滞っている。Bの経済状況を開き取った上で、再度、分割計画を提出させ、分割計画に沿って支払をするよう促したり、Bが分割計画を提出しないなど、支払の意思を確認できない場合には、連帯債務者との交渉等を行う必要があるが、毎年1回、催告書を送付するのみで適切でない。 ウ Cについて、分割納付を認める場合は、滞納者の資産等の状況が分かる資料を添付の上、納付計画を立て、分割納付が2回以上不履行になった場合は、強制執行等の法的措置を受けても異議はないことを約束させる内容の債務承認及び納付誓約書を徴する必要があるが、部は、口頭でのみ分割計画を認めており、適切でない。また、毎月の支払が滞っているため、文書等による催告や、連帯保証人等の所在調査等を行うべきであるが、1度催告書を送付した以外は交渉等を行っておらず、適切でない。 部は、債権の管理を効果的かつ効率的に行わたい。	1			2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
◎										

「私学部は、債務者へ電話で改めて支払意思を確認するとともに、分割誓約書を徴することとした。各債権における現在の状況は、以下のとおりである。 滞納者 Aについて、令和7年3月30日付けで分割納付誓約書を徴し、令和7年4月以降、毎月着実に支払が行われている。 滞納者 Bについて、令和7年2月18日に支払があった後、再度滞ったため、同年8月に改めて部から分割納付誓約書の提出を依頼し、同年9月17日付けで提出があった。支払については、同年8月18日付けで支払があったほか、適切に電話により督促を行った。9月には分割納付誓約書が提出され、11月及び12月に支払があった。令和8年1月6日に改めて電話で引き続きの支払を依頼し、債権管理を行っている。 滞納者 Cについて、令和7年2月18日に支払があった後、再度滞ったため、同年8月に改めて部から分割納付誓約書の提出を依頼し、同年9月25日付けで提出があった。支払については、同年8月14日付けで支払があった後、分割納付誓約書の提出以降、支払期限前に各回の支払が着実に実行されている。 【1ーア、1ーエ】再発防止策として、部は、債務者から分割納付誓約書を毎年徴取することを業務マニュアルに追加し、債務残高や支払意思を随時確認するとともに、引き続き支払状況を注視し、支払が滞ることがないよう約定期目前の連絡や督促の架電など、債務者と継続的に連絡を取ることで確実な納付を促し、適切な債権管理を徹底していく。【2ーア】
--

番号	対象局（団体）	生活文化局	措置区分									
24	事項	業務の実施に必要な延べ人員数等を見積もるなどして受当な契約目途額を定めるべきもの	1					2				
			ア	イ	ウ	エ	フ	イ	ウ	エ	オ	
消費生活部は、インターネット通信販売を行っている事業者の販売商品に関する広告表示で、不当景品類及び不当表示防止法に規定する不当表示に該当する疑いがある表示について、事業者に対する行政処分を行うための基礎資料を収集することを目的に、インターネット上の広告表示を監視する業務を委託している。部は、この委託の発注に当たり、契約目途額を積算しているが、契約目途額356万4,000円に対し、契約金額36万3,000円、落札比率10.2%となっている。 また、令和5年度における同種の業務委託契約の契約金額は、令和6年度契約と同じ業務量（2件の広告について60日間監視）の契約で66万円となっており、令和6年度契約の契約目途額と乖離がある。これらのことは、契約目途額が過大であることを示している。 そこで、契約目途額を見ると、3者から下見積りを徴収し、これらを参考に定めているが、部は、下見積りの際に業務の実施に必要な延べ人員数、単価や物品の数量等具体的な内訳を求めなかった。この結果、契約目途額の積算に当たり、延べ人数や単価等による計算が行えず、業務ごとに一式の金額のみを内訳として表示することとなり、契約目途額が受当であるかの判断ができず、積算方法となっており、適切でない。 部は、業務の実施に必要な延べ人員数、単価や物品の数量等を見積もるなどして、受当な契約目途額を定められたい。												
監査結果の要約												
発生原因は、当事業が令和5年度に開始したばかりで、執行課においてもノウハウの蓄積がなく、業務量等の想定が困難であったことである。 局は、令和7年8月21日付通知文により、当該指摘事例及び再発防止策について局内に周知した。 消費生活部は、今後も拡大すると見込まれるインターネット広告について、不当表示等を防止するための監視の強化を推進していくため、引続き同様の契約を締結している。令和7年度後期の契約においては、契約目途額の算定に当たって、下見積りを徴収するに際し、各作業段階における時間数・人数・日数、単価や物品の数量等の具体的な内訳を求めるなどして、受当な契約目途額を設定し、12月に契約を締結した。 また、部は、同種の契約を締結する際に、受当な契約目途額の算定を徹底し、担当内で確実に引き継がれるよう手順書を作成した。【2-ウ、2-エ】												

番号	対象局（団体）	福祉局	措置区分									
番号	対象局（団体）	福祉局	1					2				
25	事項	仕様書の委託業務内容を契約期間に応じて定めるべきもの	ア	イ	ウ	エ	フ	イ	ウ	エ	オ	

障害者施設推進部及び高齢者施設推進部は、令和6年度分の補助金交付に係る事業計画、交付申請書及び実績報告書の受付・審査、確定通知書の送付等の事務を公益財団法人東京都福祉保健財団に委託している。財団に事務を委託している補助事業は、補助事業者に対する実績報告書の提出期限が令和7年4月上旬に設定され、実績報告書の受付後に実績報告書の審査を行い、補助金額を確定し、確定通知書を送付している。一方、財団への委託契約期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までであることから、仕様書に記載された業務内容のうち一部の業務が契約期間とは一致しない業務内容であることが認められた。また、財団から提出された事業実績報告書を確認したところ、令和7年4月以降に実施した業務の実績についても、委託契約の業務実績として報告されていることが認められた。

仕様書は、契約期間において財団が行うべき業務内容を規定するものであり、而部は、仕様書に基づいて履行状況の確認や委託料の支出を行うのであるから、仕様書で定めた委託業務内容と契約期間及び委託料の支出内容との間には乖離が生じていることは適正でない。

而部は、仕様書の委託業務内容を契約期間に応じて定められたい。

本件は、契約事務に係る制度や手続についての認識不足が原因である。このことから、障害者施設推進部は、令和7年9月8日の常課委員会にて、監査結果及び指摘を踏まえた今後の留意点について説明し、各課担当まで周知の上、仕様書の委託業務内容を契約期間に応じて適切に定めるよう注意喚起を行った。【2-エ】

高齢者施設推進部は、令和7年9月30日付通知文により、監査結果を踏まえた契約締結時の留意事項として、仕様書の委託業務内容を契約期間に及びて適切に定めるべきことを各課担当等宛に改めて周知した。また、而部は、令和8年度契約の仕様書の委託業務内容を契約期間に及びて適切に定める見直しを行い、令和8年4月1日付けで契約締結することを同年3月19日付けで決定した。【2-イ】

また、令和7年10月23日開催の令和8年度常務契約説明会において、定期監査の指摘事項を説明し、局内に周知した。

さらに、令和8年1月30日付けで仕様書に業務の対象年度を明確に記載するよう局内に再周知を行うとともに、類似の補助金審査等業務委託契約について、適切には仕様書となっているかを提案回付の際に確認した。【2-エ】

番号	対象局（団体）	福祉局	指配区分							
			1				2			
26	事	分別交付ことの執行計画及び執行状況を確認した上で概算払を適正に行うべきもの	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
概算払とは、支払うべき債務金額が確定する前で、かつ、相手方の義務履行前の経費について、あらかじめ概算額の全部又はその一部を相手方に交付し、後日、債務金額が確定したときに精算を行うものである。概算払は、相手方に資金の便宜を与えるものであることから、分別して概算払を行う場合は、東京都会計事務規則第83条第5項によりその都度の精算は省略できるものの、分別交付ことの執行計画及び執行状況を把握し、交付する資金の額は必要最小限度とする必要があるとされている。 ところで、障害者施設推進部及び高齢者施設推進部は、公益財団法人東京都福祉保健財団と委託契約を締結している。これらの委託契約は、仕様書において契約金額を発注限度額とした概算契約とされ、委託料は四半期ごとに支払うと定められている。 そこで、両部が四半期ごとに執行計画及び執行状況を把握した上で支払を行っているか確認したところ、両部は、第2四半期以降、財団から分別交付ことの執行計画及び執行状況を徴収しておらず、支払金額が必要最小限の支出額となっているか確認することなく、契約書で定めた四半期ごとの支払内訳の上において委託料を支払っている事例が認められた。その結果、委託完了後、財団から提出された事業実績報告に基づき、両部は委託料の額を確定し、返還額について財団から返還を受けているが、支払額の8割以上又は5割程度が返還となっているものがあるなど、交付する資金の額が必要最小限であるとは言えない状況となっている。 両部は、分別交付ことの執行計画及び執行状況を確認した上で概算払を適正に行われたい。 本件は、分別して概算払を行う場合の手續に関する認識不足が原因である。 そのため、障害者施設推進部は、令和7年9月8日の部課長会にて、監査結果及び指摘を踏まえた今後の留意点について説明し、各課担当まで周知の上、概算払を適正に行うよう注意喚起を行った。【2-エ】 高齢者施設推進部は、局からの令和7年8月27日付通知文を受けて、同年9月30日付通知文により、分別交付ことの執行計画及び執行状況を確認した上で概算払を適正に行うよう各課担当者宛てに周知した。 今後も準備契約の締結時期や年度初め等に定期的に同様の周知を行うものとする。【2-エ】 また、両部は、公益財団法人東京都福祉保健財団と協議し、令和7年度契約の第3四半期支出及び第4四半期支出分は分別交付ことの執行計画及び執行状況を確認した上で必要最小限の金額を支出することを改めて確認した。これに従い、両部は、分別交付ことの執行計画及び執行状況を確認し、前期からの繰越額及び当期の支出予定額を踏まえて必要最小限の金額を支出した。さらに、令和8年度契約の仕様書についても、適切な内容に見直し、令和8年4月1日付けで契約締結することを同年3月12日及び19日付けで決定した。【2-イ】 【局は、指摘事項を踏まえ、契約手続、資金前渡、債権管理、物品管理等の基本的な事務手続に関する参照すべきマニュアルや研修資料を、Teamsを活用して整理した。加えて、令和7年9月24日付通知文により監査指摘事項に関して局内に周知する際に、上記取組も併せて周知することで再発防止を図った。【2-エ】 また、令和7年10月9日開催の会計事務に携わる局内職員向けの会計実務研修及び同月23日開催の令和8年度準備契約説明会において、適切な処理方法及び再発防止に向けた助言等を実施したほか、局内全職員を悉皆とし、誤りの多い会計事務等についてeラーニングを実施した（令和8年1月から同年3月の期間で実施）。 加えて、令和7年度自己検査において、分別交付ことの執行計画及び執行状況を把握、精査した上で概算払を適正に行っているかを確認事項に追加し、検査を実施した。 さらに、令和7年12月23日付けで令和8年度委託契約に向けた概算払に係る通知を发出し、仕様書の文例や執行計画、執行状況報告に係る参考様式を展開し、適切な事務処理方法を周知した。【2-エ】										

詳しくは別添の概要

番号	別添局（団体）	福祉局	指配区分					
			1			2		
27	事項	資金前渡による支出手続を適正に行うべきもの	ア	イ	ウ	エ	イ	ウ
							◎	○

東京都会計事務規則第76条第1項第28号では、即時支払をしなければ物件の購入等が困難なものに要する経費について、必要経費を前渡（以下「資金前渡」という。）することかできるとされている。この資金前渡に係る経費については、「東京都会計事務規則第76条関係の解釈・運用等について（通知）」により、経費の支出方法が資金前渡以外にはないと判断される経費であることが必要とされている。

また、同通知については、資金前渡を受けた者に対する契約事務の委任に関する規則において、資金前渡受者は、その交付を受けた資金の範囲外において、売買、貸借、請負その他の契約に関する事務を委任される旨が定められており、資金交付後に契約その他の手続が可能となる。

そこで、障害者施設推進部及び福祉局児童相談所で資金前渡の手続について確認したところ、次のとおり適正でない事例が認められた。

① 部は、公益財団法人東京都福祉保健財団との契約に係る委託料の支払について、概算払により四半期ごとに支払っている。四半期ごとの委託料の支払は契約書にあらかじめ規定されたものであることから、経費の支出方法が資金前渡以外にはないと判断される経費ではないが、部は、第1四半期の委託料の支払について、資金前渡による支出を行っている。

部及び所は、資金前渡による支出手続を適正に行われたい。

② 所は、資金前渡を受ける前に契約締結を持たない者が物品の購入又は保管場所の賃借を行っている。また、令和7年度分の保管料についても令和6年度予算で支出している。

部及び所は、資金前渡による支出手続を適正に行われたい。

詳しくは別添の概要

障害者施設推進部における誤りの発生原因は、資金前渡による支出手続についての認識不足である。そのため、部は、令和7年9月8日の常課長会にて、監査結果及び指摘を踏まえた今後の留意点について説明し、各課担当まで周知の上、支出手続の適正化を図るよう注意喚起を行った。【2-エ】

福祉局児童相談所における誤りの発生原因は、関係者間の情報共有不足及び履行内容の認識不足である。一時保護所における物品の購入については、迅速な対応が必要になることが多く、購入を担当する職員は正担当が1人しかおらず、不正確には対応が困難でできないことが課題であった。さらに、購入を希望する職員も当月内に連絡をしていまいなど、業務が煩雑になっている点が課題であり、その結果、正担当不在時には不適切な資金前渡が行われている。

このため、再発防止として体制の見直しを2点実施した。

1点目は、副担当を新たに設置し、正担当不在時でも円滑に対応できるようにした。

2点目は、購入を希望する職員の中で取りまとめ担当を決め、購入するものを整理してから正担当に伝える体制を構築した。【2-ウ】

また、保管料については、履行内容の認識が不足していた点が誤りの発生原因である。このため、履行に係る決裁の際に、必ず「履行期間」を明記し、関係者間の複数チェックを行った上で、業者側には資金前渡手続後に書面等で履行期間を明確に伝えることで、確認を徹底する。【2-ウ】

子供・子育て支援部は、令和7年7月4日開催の児童相談所長会にて、家庭支援課長より令和7年度例監査の状況及び再発防止について説明し、各所長は各担当に対し、支出手続の適正化を図るよう注意喚起を行った。

また、部は、各児童相談所において会計事務・契約事務等が規則や手引等に基づいて適正に行われているか確認するため、四半期ごとに児童相談所間の相互検査を実施することとし、令和7年度第3四半期から実施を開始した。検査による各所の意見を踏まえて、資金前渡手続等の誤処理の多かった手続例について、各所向けマニュアルを作成し、マニュアルの展開と併せて令和8年3月16日付けで家庭支援課長より再度注意喚起を実施した。【2-ウ】

局は、指摘事項を踏まえ、契約手続、資金前渡、債権管理、物品管理等の基本的な事務手続に関する参照すべきマニュアルや研修資料を、Teamsを活用して整理した。加えて、令和7年9月24日付通知文により監査指摘事項に関して局内に周知する際に、上記取組も併せて周知することで再発防止を図った。【2-エ】

また、令和7年10月9日開催の会計事務に携わる局内職員向けの会計実務研修において、適切な処理方法及び再発防止に向けた助言等を実施したほか、局内全職員を悉皆とし、誤りの多い会計事務等についてeラーニングを実施した（令和8年1月から同年3月の期間で実施）。【2-エ】

さらに、令和7年度自己検査において、自己検査票の項目に資金前渡による支出手続等についての項目を追加し、検査を実施した。【2-エ】

詳しくは別添の概要

番号	対象局（団体）	福祉局	措置区分									
事項	補助要綱に基づき事業効果等を公表させるべきもの	1					2					
		ア	イ	ウ	エ	フ	イ	ウ	エ	オ		
28	障害者施設推進部は、障害者支援施設等におけるデジタル技術等活用支援事業実施要綱に基づき、補助事業を実施している。											
監査結果の要約												
本補助事業は、補助金交付要綱に基づき補助金交付を行っており、事業実施に当たっては国庫補助を受けている。これらの補助金交付要綱第12条第3項では、国の事業実施要綱の定めに基づき、補助事業者は、全国の障害福祉サービス事業者等におけるデジタル機器又はロボット介護機器導入の参考にすることを目的として、導入製品の内容や導入効果等についてホームページ等により公表しなければならぬと定めている。そこで、監査日現在、補助事業が完了している令和5年度の補助事業者190事業者のうち107事業者について、補助事業者のホームページにより事業効果等を公表しているが確認したところ、ホームページによる公表を行っていない事業者は15事業者であった。また、部は、補助金交付要綱の規定の目的は、事業効果等を広く公表して他の障害福祉サービス事業者等がデジタル機器又はロボット介護機器の導入を行う際の参考に資することであるため、ホームページに限らず、広報紙や各種 SNS などにより他の障害福祉サービス事業者等に対して公表を行っていれば足りるとしているが、補助事業者がどのように事業効果等を公表したものの状況について把握しておらず適切でない。												
部は、補助事業者に対して、補助要綱に基づき事業効果等を公表させられたい。												
障害者施設推進部は、令和5年度補助事業者のうち、ホームページ等による公表を行っていない事業者に対して、障害者支援施設等デジタル技術等活用支援事業は令和7年5月2日及び同月28日付けで、デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業は同年9月10日付けで、それぞれ導入製品の内容や導入効果等についてホームページ等に掲載するよう周知するとともに、URL等の報告を求めた。また、部は、公表状況の確認を行い、令和5年度補助事業者190事業者のうち142事業者が公表を行ったことを確認した。（令和8年2月28日現在）。												
なお、障害福祉サービス事業所については、ホームページ等を開設しておらず、公表手段を持たない事業者もいることから、部は、局ホームページにおいて補助事業者ごとのサービス種別や導入システムの名称等を公表し、導入を検討する事業者のために情報発信を行っている。【1-エ】												
本中は、補助金交付要綱の規定に対する補助事業者の認識不足が原因である。												
部は、令和7年9月8日の部課長会にて、監査結果及び指摘を踏まえた今後の留意点について説明し、各課担当まで周知の上、補助事業の適正化を図るよう注意喚起を行った。【2-エ】												
また、部は、令和6年度補助事業者に対してホームページ等による公表を依頼して公表状況を確認するとともに、令和7年度補助事業者に対して補助金交付決定時にホームページ等への公表が必要である旨周知した。【2-ウ】												

番号	対象局（団体）	福祉局	措置区分									
			1					2				
事項	(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の提出について) 適切な時期に報告書の提出を求めるよう、委託契約における業務内容を定めるべきもの	ア	イ	ウ	エ	フ	イ	ウ	エ	オ	カ	ク
29	消費税及び地方消費税については、課税事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生じるが、生産・流通・販売といった取引の各段階で課税の重複を排除するよう、課税先上げに対する消費税等額から課税仕入に係る消費税等額を控除した金額を納税する仕組みとなっている。											
監査結果の要約												
また、令和7年度契約については、契約先である公益財団法人東京都福祉保健財団と消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（以下「仕入控除税額報告書」という。）の取扱いについて協議書を取り交わして業務内容を通じた。令和8年度契約については、仕入控除税額報告書の取扱いについて見直しを行い、令和8年4月1日付けで契約締結することを同年3月19日付けで決定した。【2-イ】												
局は、指摘事項を踏まえ、契約手続、資金前渡、債権管理、物品管理等の基本的な事務手続に関する、参照すべきマニュアルや研修資料を、Teamsを活用して整理した。加えて、令和7年9月24日付通知文により監査指摘事項に関して局内に周知する際、上記取組も併せて周知することで再発防止を図った。【2-エ】												
また、令和8年1月30日に仕様書について、履行期間内に対応可能な業務を記載するよう局内に再周知を行った。【2-ウ】												
部は、適切な時期に報告書の提出を求めるよう、委託契約における業務内容を定められたい。												
本中は、消費税等に係る仕入控除税額の事務に対する認識不足が原因である。												
そのため、障害者施設推進部は、令和7年9月8日の部課長会にて、監査結果及び指摘を踏まえた今後の留意点について説明し、各課担当まで周知の上、補助事業の適正化を図るよう注意喚起を行った。【2-エ】												
また、令和7年度契約については、契約先である公益財団法人東京都福祉保健財団と消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（以下「仕入控除税額報告書」という。）の取扱いについて協議書を取り交わして業務内容を通じた。令和8年度契約については、仕入控除税額報告書の取扱いについて見直しを行い、令和8年4月1日付けで契約締結することを同年3月19日付けで決定した。【2-イ】												
局は、指摘事項を踏まえ、契約手続、資金前渡、債権管理、物品管理等の基本的な事務手続に関する、参照すべきマニュアルや研修資料を、Teamsを活用して整理した。加えて、令和7年9月24日付通知文により監査指摘事項に関して局内に周知する際、上記取組も併せて周知することで再発防止を図った。【2-エ】												
また、令和8年1月30日に仕様書について、履行期間内に対応可能な業務を記載するよう局内に再周知を行った。【2-ウ】												